

業 務 委 託 仕 様 書

1 事業名

道路脇支障枝剪定業務委託(左京区花脊別所町-国道 477 号)

2 業務の目的

国道 477 号の左京区花脊別所町エリアにおいて、山側斜面から樹木の枝が道路上へ張り出している。当該区間は路線バスをはじめとする車高の高い車両も通行しており、通行車両との干渉や運転者の視界を妨げるなど、交通に支障を来している。このため、本業務では当該箇所 に点在している支障枝の剪定を実施し、車両通行の安全を適切に確保するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年9月11日(金)まで

4 履行場所

左京区花脊別所町-国道 477 号

5 業務範囲

別紙委託箇所図・対象エリア及び写真を参照

業務委託延長 約 815m

1工区:L1=105m

2工区:L2=115m

3工区:L3= 75m

4工区:L4=245m

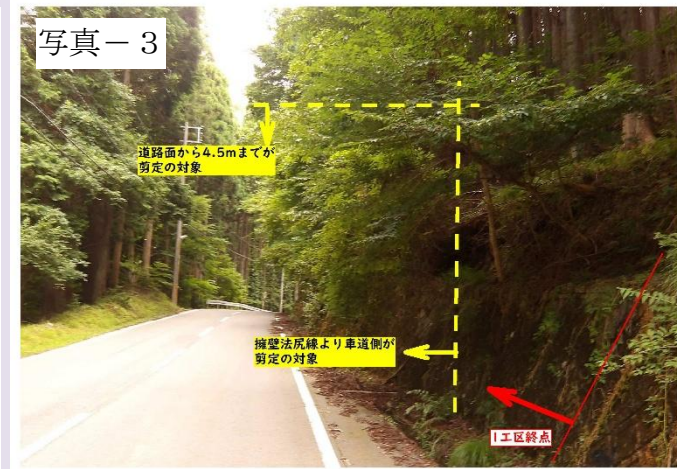
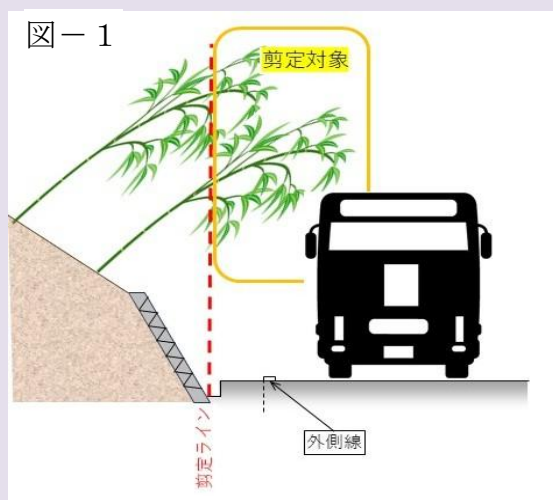
5工区:L4=275m

※ 工区ごとに枝葉の茂り状態は異なっている。作業計画前に現場状況を把握すること。

6 業務内容

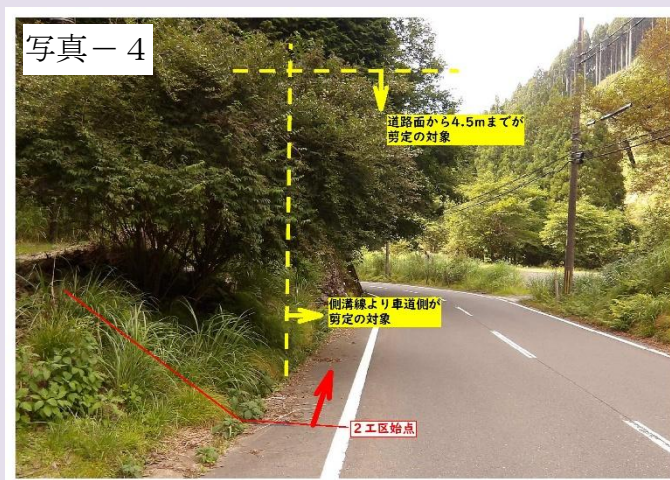
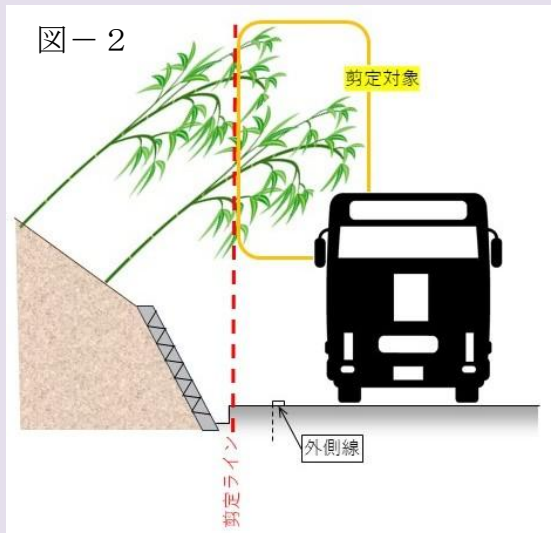
【1工区】

道路西側石積擁壁及びモルタル吹付斜面から張り出している支障枝が剪定の対象となる。剪定ラインに関して、道路擁壁もしくはモルタル吹付の法尻を境界として、ここから鉛直線上に引いた線より車道側、道路面から 4.5m までの高さを支障枝として剪定していく(図-1、写真1～3)。



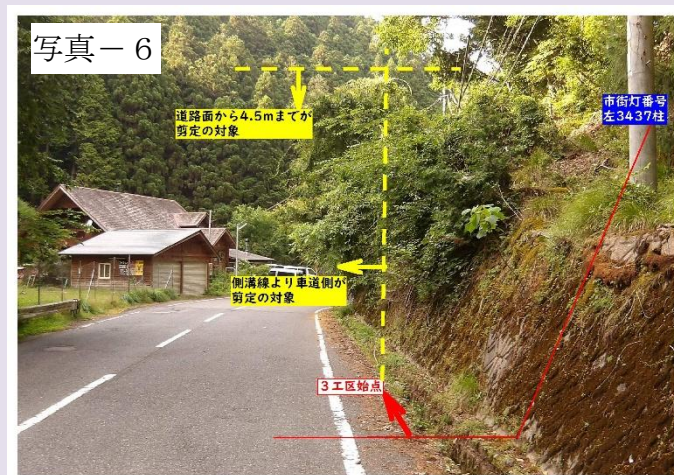
【2工区】

道路西側石積擁壁等から張り出している支障枝が剪定の対象となる。剪定ラインに関して、道路側溝の車道側ラインを境界として、ここから鉛直線上に引いた線より車道側、道路面から 4.5m までの高さを支障枝として剪定していく(図-2、写真4～5)。



【3工区】

道路東側石積擁壁等から張り出している支障枝が剪定の対象となる。剪定ラインに関して、道路側溝の車道側ラインを鉛直線上に引いた線を境界として、ここから鉛直線上に引いた線より車道側、道路面から 4.5m までの高さを支障枝として剪定していく(図-2、写真 6～7)。当該工区の始点は市街灯番号「左 3437」で、終点は「左 3436」までとする。



【4工区】

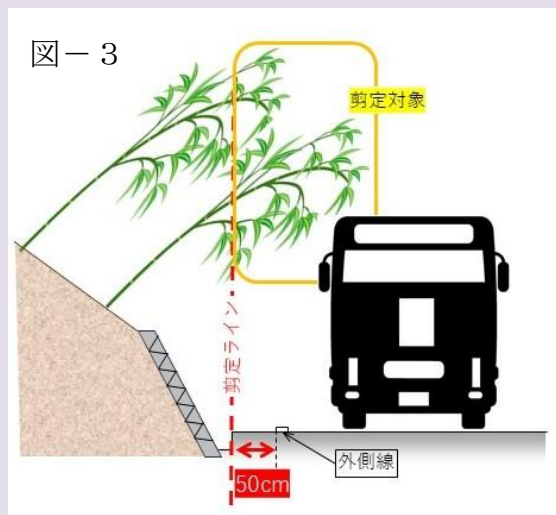
道路東側石積擁壁等から張り出している支障枝が剪定の対象となる。剪定ラインに関して、3工区と同様に道路側溝の車道側ラインを鉛直線上に引いた線を境界として、ここから鉛直線上に引いた線より車道側、道路面から 4.5m までの高さを支障枝として剪定していく(図-2、写真8～9)。



【5工区】

道路西側から南側にかけての石積擁壁等から張り出している支障枝が剪定の対象となる。剪定ラインに関して、外側線の外側から 50cm セットバックした線を境界として、ここか

ら鉛直線上に引いた線より車道側、道路面から 4.5m までの高さを支障枝として剪定していく(図-3、写真 10～11)。当該工区の見印として始点は角子橋北詰で、終点は市街灯番号「左 3544」までである。



【1～5 工区】

剪定で生じた発生材と併せて、散在した剪定枝や葉っぱ等、作業過程で生じた発生材は受託者において処分を行う。

7 見積項目

剪定等の作業、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分費、必要に応じて準備費用、経費は必要に応じて任意に計上する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所(業務範囲)において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書(様式 19)

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyuusyo.xls

3. 写真(着手前、完了時、履行時)※データ提出可

着手前及び完了時の写真は定点での撮影として、対比ができるようにする。

※データ提出可

※各提出する資料に記載する業務名称は、本仕様書に示した業務名のとおりとする。

9 特記事項

(費用)

- ・ 作業に要する労務費、交通誘導員、車両運転費、仮設資材費、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費も本業務に含む。
- ・ 作業で生じた剪定材以外に、落下散在したごみは受託者の処分とする。

(安全)

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、誘導員の配置など適切な規制のうえ実

施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。

- ・ 作業は状況次第で道路規制を伴うことが想定される。またカーブで見通しが悪い場所もあるため、予告看板や規制帯は第三者に対して明確に示せるよう設置位置など余裕を有して行うこと。
- ・ 事前に法面の形状と路側帯の確認を行い、作業場所の確保に努めたうえで、適切な安全作業を行うこと。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

（工程）

- ・ 周辺への周知を行うため、実施予定日が確定した際は一週間前までを目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・ 作業日時の周知は、予告看板を工区始終点に3日から1週間前を目途として設置すること。設置箇所については監督職員と事前に相談し決定する。
- ・ 作業時間は原則として土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時の間とする。

（その他）

- ・ 作業で生じた剪定材は現地に仮置きをせず、除去したその都度搬出をする。
- ・ 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、メール※にて本市担当者に提出すること。（※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp）
- ・ 作業時は可能な限り道路を通行する車両の妨げにならないよう、十分注意し、適切に対処する。
- ・ 山林が近接するエリアのため、クマの出没が想定される。適宜情報を入手し、安全確保に努めること。

<https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g->

kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3

全体
位置図

業務委託箇所図（左京区花脊別所町-国道477号）



詳細 位置図

